

滋賀県環境審議会環境企画部会
「環境アセスメント制度見直し小委員会」設置要領

（目的）

第1条 これまでの社会情勢の変化等を踏まえた、滋賀県における環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しについて検討し、とりまとめることを目的に、滋賀県環境審議会議事運営要領第8条第1項の規定に基づき「環境アセスメント制度見直し小委員会」を設置する。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、令和6年12月10日付けで滋賀県環境審議会会長から滋賀県知事に対してなされた「滋賀県の環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しについて（第1次答申）」の内容を踏まえ、同制度の見直しに向けた具体的な検討を行い、その結果をとりまとめることとする。
また、小委員会は、検討結果を滋賀県環境審議会環境企画部会に報告することとする。

（組織）

第3条 小委員会は、滋賀県環境審議会議事運営要領第8条第2項の規定により部会長が指名する者で構成する。

（設置期間）

第4条 令和8年3月31日までとし、必要に応じて延長することができる。

（庶務）

第5条 小委員会の庶務を処理するため、琵琶湖環境部環境政策課に事務局を置く。

（雑則）

第6条 この要領に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、令和7年1月7日から施行する。